

Title	ポスト高度経済成長期の首都圏団地における社会形成：練馬区光が丘をフィールドとして
Sub Title	
Author	塚田, 修一(Tsukada, Shuichi)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2016
Jtitle	メディア・コミュニケーション : 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.66 (2016. 3) ,p.99- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	メディア・コミュニケーション2016 No.66抜刷
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20160300-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

メディア・コミュニケーション 2016 No.66 抜刷

**ポスト高度経済成長期の
首都圏団地における社会形成**
—練馬区光が丘をフィールドとして—

塙田修一

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所

ポスト高度経済成長期の 首都圏団地における社会形成

—練馬区光が丘をフィールドとして—

塚田修一



▶ 1. 目的と位置づけ

(1) 光が丘について—米軍キャンプ跡の街—

本稿の目的は、東京都練馬区光が丘をフィールドとして、ポスト高度経済成長期、すなわち1980年代から90年代にかけての社会形成の様相を明らかにするものである。

現在の光が丘の地域には、戦中は成増飛行場が存在したが、敗戦後に連合国軍に接収され、米軍の家族宿舎「グラントハイツ」が建造され、機能してきた⁽¹⁾。そして返還運動を経て1973年に全面返還され、「光が丘」と命名されたこの地には、都内有数の大規模な団地「光が丘パークタウン」（以下、光が丘PT）が建造され、1983年より入居が開始される（練馬区史編さん協議会1981、山下2014）。1991年には全戸の入居が完了し、現在は28000人余りが生活している（【図1 光が丘パークタウン団地全景】光が丘新聞社ホームページ <http://www.hikarigaoka-shinbun.jp/> より）。

図1 光が丘パークタウン団地全景

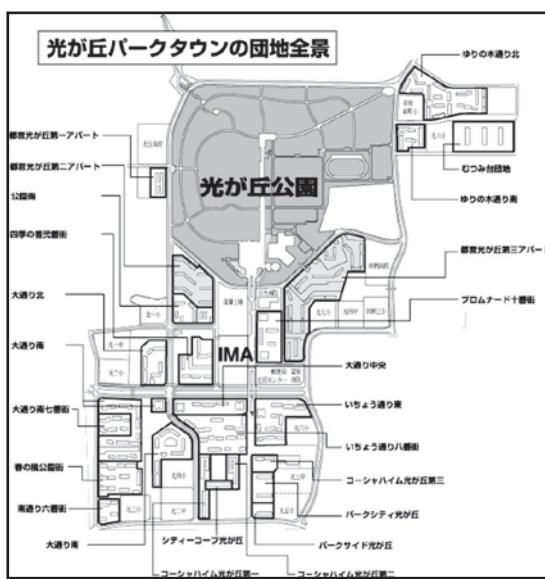


Figure
&
Table





そしてこの光が丘 PT の特徴は、その入居時期が 1980 年代であるということに加え、主として①住宅都市整備公団（現・都市再生機構）の分譲住宅、②住宅都市整備公団の賃貸住宅、③東京都住宅局（現・東京都市整備局）の都営住宅という、異なる形態の団地が並存しているという点である。そうであるがゆえに、住宅供給を目的として、国や都道府県が主導して高度経済成長期の 1960 年代に建造・入居が行われた他の団地——多摩平団地やひばりが丘（東京都）、香里団地（大阪府）——とは性格が異なる。

さて本稿は、この光が丘 PT において、人々がいかにして社会を形成したのか、という問い合わせに対する解答を、主に『光が丘新聞』を資料として描出する試みである。後述するように、80 年代半ばの光が丘 PT においては、まとまりに欠けるコミュニティがバラバラに存在する程度であり、その意味で、社会が形成されていたとは言い難い状況であった。だが、本稿の記述を先取りするならば、この光が丘 PT において、80 年代末から 90 年代半ばにかけて、「パチンコ店出店反対運動」を通して社会が形成されていくのである。

(2) 先行研究の整理

ここで本稿に関係する先行研究を概観し、本稿を位置付けておこう。本稿同様に、「団地における社会形成」を探求する研究は、「団地」が日本の各地で作られ、そこに人々が居住するようになった頃から、主に「コミュニティ研究」として進められてきた⁽²⁾。例えば、「団地社会」を特集した『都市問題研究』第 16 卷第 5 号（1964 年 5 月）に掲載されている論考のタイトルを列挙してみると、「団地形成の特殊性と C.O. の志向性」（磯村英一）、「コンミュニティとしての「団地」社会」（大道安次郎）、「団地社会におけるコミュニティ・オーガニゼーション」（大橋薫）、「団地計画とコミュニティ計画」（大藪寿一）となっている。

さらに、原（2012）は、60 年代の団地において形成されたコミュニティに「政治」が介在していたこと、そして 70 年代になると、団地においてコミュニティ意識が希薄化し、脱政治化し、また私化が進んでいくことを説得的に論じている。

このような先行研究を踏まえた上で、光が丘 PT を分析対象とする本稿の作業は、以下のような新規性を有する。まず、先述のように、光が丘 PT は様々な形態の住宅が並存している。それゆえ、光が丘 PT は、基本的に賃貸の団地のみを対象としてきた 60 年代の「コミュニティ研究」の射程から外れてしまっている。さらに光が丘 PT は、原が指摘している、コミュニティ意識の希薄化・脱政治化・私化が進行した後に入居が開始されている。これらの点で、光が丘 PT は従来の「コミュニティ研究」では扱う事のできなかった対象なのである。

また本稿は、光が丘 PT のコミュニティペーパーである『光が丘新聞』を主な資料としていくが、こうしたコミュニティペーパーに関する先駆的な研究として、田村（1968=1976）がある。しかしながら、田村の研究は、概括的な報告にとどまっており、具体的な分析・考察はなされていない。よって本稿は、こうした研究の欠を補うものもある。

以下、本稿ではまず『光が丘新聞』についての基本的な情報を確認し（2 章）、80 年代の光が丘 PT の抱えていた住宅階層問題と近所づきあいについて、先行研究から概観し（3 章）、パチンコ店出店反対運動を通して社会が形成されていく過程を描出、考察する（4 章・5 章）。

► 2. 『光が丘新聞』について

『光が丘新聞』は、1983 年 2 月に創刊され、現在では毎月 5 日・20 日の 2 回、光が丘地域各戸に配布されている、コミュニティペーパーあるいはタウン紙であり、現在 30800 部

が発行されている⁽³⁾。当初は、1部100円で配布されていたが、途中から無料で配布されて現在に至っており、その経営は広告費でまかなわれている。当初からタウン紙に徹することを諦っており⁽⁴⁾、事実、例えば特定の政党や政治的判断に対する記事は掲載されない。

さて、竹内（1989）が述べるように、こうした地域メディアに期待される機能の一つは、「争点を積極的に提示して、住民の問題関心を喚起し、それに対する住民の要望や意見の交流の媒体となる」（竹内1989：13）ことである。言い換えれば、『光が丘新聞』を含む地域メディアは、議題設定機能を有しているということである。すなわち、「何が問題なのか」「何に注目すべきか」を示すことで、人々の状況認識を構造化していくのである。そしてそれは、「社会的現実」を構築していく（大石2005）。

実際、後述するように、この『光が丘新聞』が、パチンコ店出店問題についての光が丘の住民の関心を喚起し、また住民の議論の媒体・舞台となっていたのである。

▶ 3. 光が丘の住宅階層問題と近所付き合い

（1）光が丘の住宅階層問題

上記の視角を携えて紙面の具体的な分析に入る前に、光が丘PTに関する先行研究を参考し、光が丘PTの抱えていた問題を明らかにしておこう。竹中（1990）は、光が丘PTに併存している、①住宅都市整備公団（現・都市再生機構）の分譲住宅、②住宅都市整備公団の賃貸住宅、③東京都住宅局（現・東京都市整備局）の都営住宅のうち、①・②と③の間に大きな格差があることを明らかにしている（【表1 光が丘パークタウン・住宅階層別プロフィール】竹中（1990）：114）。

たとえば、世帯年収の平均を見てみると、①の公団分譲が758.5万なのに対し、③の都営住宅では394.2万である。住民もこの格差（意識）をある程度自覚もしている。例えば、光が丘地域の都営住宅の駐車場に関する要請書内の「…最近の車社会では、生活の手段として車が欠かせない職業も少なくありません。低所得者対策としての都営住宅とはいこそ時代背景を考えなくては建て前論だけの行政とのそしりをまぬがれません」（『光が丘新聞』1988年3月5日：2、傍線引用者）との文言に対し、〈都営住宅は低所得者住宅〉というは、「いわれなき差別」であり、「要請書を草案した役員もさることながら、これを無訂正のまま、提出した役員の無神経さに猛省を促します」との投書が寄せられていた（『光が丘新聞』1988年3月20日：3）。

さらに、森岡（1992）によれば、周囲を賃貸住宅に取り囲まれた位置にある分譲住宅の

●表1 光が丘パークタウン・住宅階層別プロフィール⁽⁵⁾

	全体 (N=442)	都営住宅 (N=142)	公団賃貸 (N=110)	公団分譲 (N=190)
〔ライフステージ〕 回答者の平均年齢 長子小学生以下の比率*	(39.6歳) (44.1%)	38.8歳 51.4%	39.4歳 43.6%	40.3歳 39.0%
〔社会経済的地位〕 短大以上卒業者の比率 専門技術／経営管理職の比率 (世帯主) 世帯年収の平均値**	(43.7%) (33.3%) (612.7万円)	24.6% 14.2% 394.2万円	48.2% 25.4% 628.4万円	55.6% 52.1% 758.5万円
〔地域社会参与〕 地域集団への参加率 棟内交際人数の平均値*** 定住希望の比率	(45.8%) (2.9人) (55.3%)	46.5% 3.8人 65.5%	35.5% 3.0人 38.8%	51.1% 2.2人 57.5%

住民たちは、賃貸住宅の住民やその子どもたちが、芝生や樹木を荒らし、路上駐車を繰り返すことで環境を悪化させ、自分たちの資産の価値を減じていると考えて、賃貸住宅の住民に対する非難を繰り返していた。

最も重要な点は、資産および共有財産を持つ者と持たざる者が隣接して居住し、かつ持たざる者が一定の「使用権」を有するために、資産および共有財産の価値の増減にかかわってしまうという点であり、この点をめぐる利害と関心の差異が住宅階層に対応して存在するという点である。住宅階層問題は、この事例では、資産の管理をめぐって顕在化する格差の問題として、また利害対立の問題として具体化しているといえよう。(森岡 1992 : 71 - 72)

また、こうした分譲住宅と賃貸住宅の間の住宅階層は、住民組織の分裂や相違としても現われている。例えば、入居初期の1983年に、公園南住宅で、当初分譲と賃貸両方を包括するかたちで自治会が発足したにもかかわらず、半年足らずで賃貸住宅が脱退独立したという(竹中・倉沢 1989)。さらに光が丘PTの分譲住宅団地では「マイホーム」としての維持管理を目的とする「住宅管理組合」の設立が義務付けられており、入居と共に組織づくりが完了するのに対して、賃貸住宅団地では「自治会」が組織され、それぞれが別個の問題を扱っていたことが報告されている(『FRESHLY 光が丘生活'86年度版』: 46 - 47)。しかも中薦・高橋(1989)によれば、分譲住宅の管理組合組織であっても、その組織はバラエティを有し、住民の参加の度合いの高さも異なっていたという。なおこれらの団体をまとめる組織として、「光が丘地区住民組織連絡協議会」(光協連)が1986年に発足している。

(2) 光が丘における近所付き合い

さらにここで注目しておきたいのが、竹中(1990)の調査が明らかにしている、住宅階層別の、地域集団への参加および住棟内での交際の状況である。それによると、公団の賃貸住宅の住民が、地域集団への参加率が最も低く、さらに住棟内での交際人数が7人以上の比率が最も低くなっている(【表2 住宅階層別・地域集団への参加】、【表3 住宅階層別・住棟内での交際人数】竹中(1990): 115)。

すなわち、1980年代半ばの光が丘PTでは、異なる形態の住宅間に階層格差が存在し、

●表2 住宅階層別・地域集団への参加⁽⁶⁾

全体	N = 442	参加あり (45.7%)	参加なし (54.3%)
都営住宅	(142)	46.5%	53.5%
公団賃貸	(110)	35.5% ⁻⁻	64.5% ⁺⁺
公団分譲	(190)	51.1% ⁺	48.9% ⁻

●表3 住宅階層別・住棟内での交際人数

全体	N = 442	7人以上 (25.1%)	3~6人 (40.7%)	0~2人 (34.2%)
都営住宅	(142)	41.5% ⁺⁺	36.6%	21.8% ⁻⁻
公団賃貸	(110)	16.4% ⁻⁻	34.5%	49.1% ⁺⁺
公団分譲	(190)	17.9% ⁻⁻	47.4% ⁺⁺	34.7%

また各形態の住宅の住民組織がバラバラに存在し、住民の参加度も異なっており、さらには近所付き合いの範囲も住宅間によって異なり、きわめてまとまりに欠けるコミュニティ——それは最早「コミュニティ」と呼ぶのも憚られる——が存在しているのみであったということである。

1986年に板橋区内のある団地を調査した文屋（1992）は、その集団構造が、余暇活動をともにするサークルなどを中心として、ごく近隣の少数の世帯がかたちづくるグループが個々バラバラに存在していること、また団地の維持・管理のための意思決定機関である理事会の役員相互のつながりが希薄であることを明らかにし、「最終的に、団地全体の集団のまとまりの契機となるようなことがらは、捉えられなかった。それぞれの小集団によつて、小さくまとまり、タイプは似ていてもべつの小集団を形成し、まとまっているようにみえて、その関係は希薄である」（文屋 1992：146）と結論付けている。この文屋の指摘を考えるならば、光が丘PTにおいて見られる「まとまりを欠いたコミュニティ」と「人間関係の希薄さ」は、1980年代の大都市地域の集団生活に於いて一般的なものであったとも考えられる。だが、光が丘PTにおいては、80年代末から90年代半ばにかけて、「団地全体の集団のまとまりの契機となるようなことがら」が現出し、社会が形成されるのである。

▶ 4. パチンコ店出店反対運動—1988～1995—

(1) パチンコ店出店問題・第1幕

それは、1988年に勃興し1995年まで続いた、パチンコ店出店反対運動である。以下、本章ではこの運動の過程について、主に『光が丘新聞』を資料として記述していく。このパチンコ店は、コンビニも自動販売機も居酒屋も非常に少ない——それらは計画的に排除されている——光が丘⁽⁷⁾において、現在もいさか特異な存在で有り続けている。

この問題は、首都圏でパチンコ・サウナなどの娯楽施設を経営しているグランド東京が、赤羽駅前再開発にともない、同駅前にあったパチンコ店を閉鎖し、その代替地として住都公団より、光が丘PTの中心部の中央大通りに面する超高層住宅（いちょう通り八番街賃貸住宅）の棟下を分譲されたことに端を発する。

パチンコ店出店に関する記述が最初に『光が丘新聞』紙上に現れるのは、以下の投書である。

先日、管理組合からビラが配られました。それによると、私たちの団地の前にパチンコ屋や飲み屋ができるそうです。話には聞いていましたが、まさか、こんなところに、そんなお店ができるだろう、と思っていました。光が丘は住宅地で、遊興地ではありません。ビラの通り、環境悪化は免れません。おつとめから帰りに、お酒の好きな人は、会社の近くや、池袋など盛り場で飲んでくるはずです。光が丘の中に、こんな遊興地は必要ありません。とくにパチンコ屋はどんなものでしょうか。パチンコの好きな方はいいでしょうが、パチンコの、あのジャラジャラという音を聞かされる私達は、病気になるのではないかと心配です。（『光が丘新聞』1988年10月5日：3）

さらに、いちょう通り八番街賃貸住宅は「練馬区議会で、住都公団に計画の見直しをするよう指導してほしい」むねの陳情書を、区議会議長に提出している（『光が丘新聞』1989年7月20日：2）。次いでこの八番街賃貸住宅の自治会が発足し、パチンコ店出店反対の姿勢を固めていく。またこの自治会は、光が丘地区内の諸団体に参加を呼び掛け、「光が丘にパチンコ店はいらない」住民連絡会議を結成し（『光が丘新聞』1989年10月5日：



2), 反対運動を強力に推し進めていく。しかしながら、『光が丘新聞』紙上においては、以下のような、反対運動に懐疑的な意見も掲載されている。

土・日の休みにはパパ・ママと買い物で終るなんて、余りにも、むなしいと思う。反対する理由をすぐ子供の教育云々と云うのは、一寸おかしいです。まるで光が丘は聖域みたいに思っている方、神経質すぎます。何万と住んでいる、この町に、ナワノレン、パチンコくらいの娯楽はほしいと、思いたいのです。心の豊かな人間になるには、いろいろみたり、感じたり、良い、悪いを肌で感じ判断して大きくなるのです。私はパチンコ屋の前を通っても、したことはないですが、余りにも反対、反対と云う人が居るのはおかしいと思いますが…。(『光が丘新聞』1989年11月5日:3)

その後、街頭署名運動や、入居者募集期間には応募者にパチンコ店出店計画を知らせるビラを配布するなどの運動の結果、1990年3月8日の練馬区議会市街地整備特別委員会において委員長が「公団から計画を見合わせるという連絡があった」ことを報告し、公団が事実上、計画を断念したと受け止められた(『光が丘新聞』1990年3月20日:1)。『光が丘新聞』は「住民運動にがい歌」として、これを1面で取り上げている。

(2) パチンコ店出店問題・第2幕

だが、1991年6月には、大通り中央1号棟の地下1階にゲームセンターの出店計画が明らかとなり(後にパチンコ店の出店となる)、ふたたび反対運動が行われる。ここでは、当該の大通り中央1号棟が自治会を設立し、「ゲームセンター等の出店取り下げ」を設立総会声明として採択する(『光が丘新聞』1991年7月5日:2)。次いで、この大通り中央1号棟といちょう通り八番街の両自治会は、「光が丘にゲームセンター、カラオケハウス、パチンコ店はごめんだ!住民会議」を結成し、グランド東京と分譲契約を結んだ住都公団に責任がある、として公団側と接渉を進めていく(『光が丘新聞』1991年8月5日:1)。

一方で、『光が丘新聞』1991年9月5日号には、グランド東京およびその子会社のコスモジーテによる、「光が丘地区住民の皆様へ『娯楽施設等の出店反対』に応えて」と題する意見広告が掲載される⁽⁸⁾。こうして、『光が丘新聞』紙上では、反対・賛成入り乱れての主張が掲載され、議論が交わされていく。さらには光連協の総会において、「大通り中央一号棟のパチンコ店出店に反対する」という活動方針が加えられ、住民組織が結束しつつ、反対運動はさらに拡がって行く。

パチンコ店出店問題が、この時期の光が丘PTの住民全体の大きな関心事となっていたことは、光が丘パークタウンのコミュニティマガジン『月刊光が丘』誌上で特集が組まれていることからも窺える(『月刊光が丘』1993年4月号Vol.112)。同誌がおこなったアンケート調査の結果によると、「絶対反対・反対」の意見が77.2%、「どちらでもよい」が14.5%、「賛成・ぜひほしい」が8.3%であった。このように住民組織のみならず、団地全体が主に「反対」へと結束していくのである。

1993年に光連協は、公団側に買い戻しを訴えていく(『光が丘新聞』1993年10月20日:1)。しかしながら、公団側は「買い戻しは考えていない」との姿勢を崩さなかったため、1994年12月に、「ごめんだ!住民会議」は東京地裁に「公団による買い戻し」を提訴する。だが、結局、買い戻し期限の1995年3月15日が過ぎ、訴訟も取り下げる事になる(1995年4月5日:3)。

かくして、1995年6月22日、光が丘PTにパチンコ店がオープンする。

この日は、オープンを知ったファンが朝早くから店頭に並び、開店時刻を待った。ま

た、反対派は、数十名の主婦たちが緑のシンボルフラッグをかかげ列をつくっているファンの前を何回も往復し、気勢をあげたが、ファンは冷ややかにこれを見つめているだけで、トラブルはなかった。野次馬たちも中央大通りをはさんだ向かい側のIMA本館二階や月見大橋からも見守り、二、三の報道関係者が取材する姿も見られた。（『光が丘新聞』1995年7月5日：1）

その後は、「駐輪場付置義務違反」などとして「ごめんだ！住民会議」は反対運動を細々と続けていく⁽⁹⁾。

▶ 5. 考察

ここまで、光が丘PTにおいて、80年代末から90年代半ばにかけて、「パチンコ店出店反対運動」をめぐって社会が形成されて行く過程を観察してきた。ここから以下の事柄が指摘できる。

まず、この「反対運動」こそが、住民組織の結成・結束、およびそれへの住民の参加を促進する形で、社会を形成する契機／紐帶となっていたということである。先に参照した竹中（1989）の調査によると、地域集団への参加率が最も低く、さらに住棟内での交際人数が7人以上の比率が最も低かったのが公団の賃貸住宅であったが、上述のように、この「パチンコ店出店反対運動」が賃貸住宅の自治会の結成のきっかけとなっていた。事実、「ごめんだ！住民会議」の副会長ならびに「光が丘地区住民組織連絡協議会」の第6代会長を務めた人物は、「反対運動」についてこう振り返っている。

結局、足かけ6年に及ぶ騒動でしたが、あの棟の自治会加入率は90%を超え、また光連協でも住宅環境保全の観点から問題意識が高まり、組織の結束へとつながったのは結果として良かったですね。（光が丘地区住民組織連絡協議会『光連協 20年のあゆみ』：3）

また、この「パチンコ店出店問題」について、『光が丘新聞』という地域メディアが主な議論の舞台となっていたということである。同紙においてこの「パチンコ店出店問題」という争点が積極的に提示されて、住民の問題関心を喚起し、それに対する住民の要望や意見の交流の媒体となっていた。地域メディアである『光が丘新聞』の果たしたこのような機能に関しては、従来の団地研究においても、地域メディア研究においても、ほとんど論じられてこなかったことである⁽¹⁰⁾。

▶ 6. 終わりに

本稿では、光が丘PTをフィールドとして、コミュニティ意識が希薄化した後である1980年代から90年代にかけての、社会形成の様相の一端を描出してきた。今後の課題としては、この「パチンコ店出店反対運動」に参画した、光が丘PTの住民個々のライフストーリーやジェンダーなどを丁寧に調査し、接続させていくことで、より重層的に社会形成の過程を描出していくこと、及びそれらと21世紀現在の光が丘PTとの連続／非連続を考察することである。

●註

1. グラントハイツ内部の様子に関しては、能登（1991）に詳しい。
2. 団地の社会学的検討の嚆矢としては、磯村（1960）がある。
3. 『光が丘新聞』ホームページより（<http://www.hikarigaoka-shinbun.jp/>）。
4. 「光が丘新聞には、一般紙のような報道は不向きである。（中略）地域社会と全国社会。その購読エリアの大差が光が丘新聞と一般紙の差である。小さな社会の出来事、問題点——これらは私達自身で解決しなければならない。これらの問題を提起し、ともに考えようというのが光が丘新聞である。」（『光が丘新聞』1984年3月1日：2）
5. 表中の＊は第1子が小学生以下である比率（子どものいない世帯をふくむ）。＊＊は回答選択肢の中央値を用いて算出。＊＊＊は回答選択肢の中央値を用いて算出。
6. パーセントの横の+、-記号は比率の差の検定結果。++、--は危険率1%，+、-は危険率5%でその升目の比率が他より大きい（小さい）といえることをあらわす。表3についても同じ。
7. 例えば、光が丘は次のように戯劇的に言及されている。「たとえば自販機。確かに光が丘公園内やIMAにはある。でも自販機って、ストリートにはびこっているのが当たり前なんじゃないか？その当たり前な光景が、光が丘にはない。コンビニも光が丘では貴重な存在だ。隣接する高松、田柄、旭町といった光が丘との隣接エリアには、これ見よがしにコンビニがあるというのに、町域内には田柄高校近くのセブンイレブンと日大練馬光が丘病院売店のampmしかない。（中略）さらに過酷なのは、居酒屋の類がたった2軒しかないと。仕事帰りに、ひなびた赤ちょうちんでひっかける一杯の安酒すら、この街は与えてくれない。」（岡島・土屋編：62 - 66）
8. さらに『光が丘新聞』1992年8月20日には、「再び光が丘の住民の皆様へ」、1992年11月5日には「改めて光が丘住民の皆様へ」として意見広告が掲載される。
9. 論者が入手した「ごめんだ！住民会議」発行のビラ「ごめんだ！通信」No.17（1996年3月2日発行）では、「駐輪場付置違反のパチンコ店「A」練馬区がついに措置命令！！」として、このパチンコ店を糾弾している。
10. なお、本稿とは趣旨は異なるが、ニュータウンにおける地域メディアを扱った論考として、西川（2004；2009）がある。

●文 献

- 文屋俊子（1992）「団地の近所づきあい」倉沢進・町村敬志編『都市社会学のフロンティア2 生活・関係・文化』日本評論社。
- 原武史（2012）『団地の空間政治学』NHKブックス。
- 磯村英一（1960）「団地社会形成の社会学的意義」『都市問題研究』第12巻第9号。
- 森岡清志（1992）「団地の住宅階層」『都市問題研究』第44巻第4号。
- 中薦いづみ・高橋勇悦（1989）「地域共同管理の組織と参加」『総合都市研究』第36号。
- 練馬区史編さん協議会（1981）『練馬区史 現勢編』東京都練馬区。
- 西川祐子（2004）「ミニコミ紙のある暮らし－高藏寺ニュータウン『タウンニュース』の20年」『京都文教大学人間学部研究報告』第6集。
- （2009）「ニュータウンの記憶のゆくえ—高藏寺ニュータウンの地域メディア変遷の事例からの考察—」『日本都市社会学会年報』第27号。
- 能登方恵（1991）『グラントハイツ物語』光が丘新聞社。
- 岡島慎二・土屋幸仁編（2010）『日本の特別地域⑬これでいいのか 東京都練馬区』マイクロマガジン社。
- 大石裕（2005）『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房。
- 竹内郁郎（1989）「地域メディアの社会理論」竹内郁郎・田村紀雄編著『新版・地域メディア』日本評論社。
- 竹中英紀・倉沢進（1989）「ニュータウンにおける住宅階層と生活様式」『総合都市研究』第36号。
- 竹中英紀（1990）「ニュータウンの住宅階層問題」倉沢進編『大都市の共同生活』日本評論社。
- 田村紀雄（1968=1976）『日本のローカル新聞』現代ジャーナリズム出版会。
- 山下博史（2014）『光が丘公園（東京都建設局公園緑地部監修・東京公園文庫52）』公益財團法人東京都公園協会。

塙田修一（東京都市大学環境情報学部、大妻女子大学人間関係学部非常勤講師）